

Weekly Report

第598日号
令和3年4月19日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

雇用調整助成金の特例措置に関する取扱い

新型コロナの感染拡大により、今月20日から「まん延防止等重点措置」が10都道府県の対象地域で実施とされます。

◆雇調金の特例措置はいつまで実施される？

新型コロナの影響により事業主が休業等を行った場合に、労働者へ支払った休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金の特例措置(日額上限1万5千円、助成率は最大10/10)が実施される緊急対応期間は、現時点で4月末までとなっています(緊急対応期間を1日でも含む判定基礎期間が対象)。

緊急対応期間後の2ヵ月間は、現行措置を縮減(日額上限13500円、中小企業の助成率を最大9/10など)するとともに、まん延防止等重点措置実施地域や特に厳しい企業(売上等が最近3ヵ月の月平均で前年又は前々年の同期比30%以上減少)に係る特例措置が設けられる予定です。

◆雇調金の交付を受けた場合の収益計上時期は

国等から助成金等の交付を受けた場合は、原則として交付決定日の属する事業年度の収益として計上しますが、助成金等が特定の経費を補填する

ために法令の規定等に基づき交付されるものであり、事前に交付を受けるための手続をしている場合は、経費発生日の属する事業年度の収益として計上しません。

新型コロナに伴う雇用調整助成金の特例措置は事前の休業等計画届の提出が不要とされているため、収益計上時期は原則として交付決定日の属する事業年度となります。ただし、交付申請により交付を受けることの確実性が認められ、経費発生日の属する事業年度に会計上も収益計上している場合は、税務上も同様の処理が認められます。

持続化補助金(低感染リスク型)の申請開始

持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>の申請受付が始まりました(年度内に6回実施予定)。

本補助金は、小規模事業者が感染防止と事業継続を両立させるため対人接触機会の減少に資する投資を行い、新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に取り組む場合、それに要する経費(機械装置等費、広報費、開発費、外注費、感染防止対策費など)の3/4を補助(上限100万円)するものです。感染防止対策費については、補助金総額の1/4(緊急事態宣言の影響で売上が大幅に減少した事業者は1/2)が上限になります。

なお、特例として本年1月8日以降に発生した経費を遡って補助対象経費にすることが可能です。

納税の特例猶予を受けた方は

新型コロナの影響を受けて納税が困難である事業者は無担保・延滞税なしで1年間納税を猶予する特例が本年2月1日までに納期限が到来するものを対象に実施されていましたが、国税の適用状況(最終集計)によると、32万2801件・約1兆5177億円が特例猶予を受けています。

特例猶予を受けた方は、猶予期限を迎える納税額を踏まえた資金繰りが必要となります。また、期限までの納付ができない場合は、従来の猶予制度(換価の猶予又は納税の猶予)を検討します。